

長岡第四中学校PTA会則

第1条（名 称）

この会は長岡第四中学校PTAといい、事務所を長岡第四中学校におく。

第2条（組織及び会員）

1. この会は長岡第四中学校に在籍する生徒の保護者と、同校に勤務する教職員をもって組織する。
2. 会 員
 - ① 会員はこの会の事業に積極的に参加すること。
 - ② この会の入会・脱会は任意とする。
 - ③ 会員はすべて所定の会費を納めなければならない。

第3条（目 的）

この会は、学校と家庭および地域社会が連携し、生徒のしあわせとすこやかな成長及び、中学校教育の向上・充実をはかるとともに、会員の教養と親睦を深めることを目的とする。

第4条（事 業）

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学校・家庭・地域社会の教育環境の改善をはかる。
2. 会員相互の研修と親睦をはかる。
3. その他本会の目的達成に必要な事業。

第5条（役 員）

この会に次の役員をおき、役員は一人一役とする。

会 長 1名（保護者から）

副会長 2名（保護者から）

庶 務 3名（保護者から2名、教職員から1名）

会 計 3名（保護者から2名、教職員から1名）

尚、役員の定数及び、役職毎の人員数は、あくまで最低数に定める。その年度により、必要な人員数以上いても差し支えないものとする。（例：本中学校の創立記念等の節目となる年度）

第6条（役員の任務）

1. 役員の任務は次のとおりとする。
 - 会長はこの会を代表し、会務をつかさどる。
 - 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
 - 庶務はこの会の庶務をつかさどる。
 - 会計はこの会の会計をつかさどる。

2. 役員は政治的・営利的な行為はしないものとする。

第7条（役員を選出）

役員を選出は、別に定める役員選挙規則による。

第8条（役員の任期）

1. 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年間とする。
2. 補充による役員は、前任者の残任期間とする。

第9条（会計監査の任務と選出）

会計監査は保護者から2名とし、選出・任期は役員に準ずる。

任務はこの会の会計事項について監査し、総会に報告する。

会計監査は運営委員会に出席できるが、議決権はもたない。

第10条（学校代表）

校長及び教頭は、必要に応じ会の運営について、協議に参加できる。

第11条（顧問）

前役員を顧問におくことができ、会長の諮問に応ずる。ただし運営委員会の同意を得なければならない。

第12条（委員）

この会に次の委員をおく。

1. 行事委員
2. 交流委員

第13条（委員会）

1. 行事委員は保護者から選出し、学校行事への協力しつつ、学校と家庭の相互理解を深める活動をする。
2. 交流委員は保護者から選出し、地域活動の中心となり、学校と地域社会の連携をはかる。
3. 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第14条（総会）

総会はこの最高決議機関とし、定例総会と臨時総会とする。

1. 定例総会は年2回開き、次の事項を審議決定する。
 - ①各年度の事業計画と事業報告、予算・決算・役員の承認。
 - ②その他重要な事項。
2. 臨時総会は会長が認めたとき、会員の2分の1以上の要求があったとき、開かなければならない。

3. 総会は会長が招集し、会員の3分の1以上（委任状も含む）の出席のより成立する。
4. 総会の議事は、出席者の2分の1以上の同意によって成立する。ただし可否同数の場合は、議長が決定する。

第15条（運営委員会）

運営委員会は、総会に次ぐ決議機関として、本会の目的を達成するため、必要な会務を審議し決定する。

1. 運営委員会は、役員及び各委員会の正・副委員長をもって構成する。
2. 本委員会は会長が必要に応じて開くことができる。
3. 本委員会は構成員の3分の1以上の要請があった場合、開かなければならない。
4. 本委員会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数をもって行う。

第16条（本部役員会）

この会の会務遂行のため、本部役員会を開く。

1. 本部役員会は役員をもって構成する。
2. 任務は次のとおりとする。
 - ①総会および運営委員会に、案件の提案。
 - ②総会および運営委員会で、議決された事項の執行。
 - ③その他会務に必要な事項の処理。
3. 必要に応じて、各委員会の正・副委員長を召喚することができる。

第17条（会議の開催方法）

第13条（委員会）、第14条（総会）、第15条（運営委員会）、役員選挙規則、（第9条）の選挙管理委員会、および推薦委員会内規について、会議等を開催するにあたり、以下の通りに定める。

1. 上記の関係する会議を開催するにあたり、開催方法は対面形式を基本に行う。
2. 下記に記載する地域社会情勢等の諸般の事情により対面形式での開催が適当でない判断される場合は、各条の構成員による総意に基づき、書面又は、オンライン（ZOOM等）による代替方法を用い、開催できるものとする。
 - ・未知の感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）
 - ・自然災害等の有事の発生
 - ・学校長等の教育行政機関の判断
 - ・その他、止むを得ない場合（緊急性が高い等）

第18条（会計）

1. この会の経費は、会費・事業収入、その他をもってあてる。
2. この会の会費は、一会員（一家庭）年間3,000円とする。ただし転出入の場合は、在籍月より算出する。
3. 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までの1ヶ年とする。

第 20 条（会則の変更）

この会則の改正は、総会において、出席者の過半数の賛成により行われる。

第 21 条（そ の 他）

会員の慶弔および出張旅費については、別に内規を設ける。

付則 この会則は、昭和 6 0 年 2 月 2 3 日から施行する。

平成 1 8 年 4 月 1 日改正

平成 2 8 年 3 月 8 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 12 月 1 日改正